

第2号議案

2024年7月31日

第469回理事会

監事監査規程の変更について

監事監査規程について、電気事業法の改正により条番号が変更となったことに伴い、別紙のとおり変更を行う。

(施行日：2024年7月31日)

以上

【添付資料】

別紙：監事監査規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p style="text-align: center;">監事監査規程</p> <p style="text-align: right;">2015年 5月 1日施行 <u>2023年11月22日変更</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、電気事業法（以下「法」という。）第28条の20第3項及び<u>第28条の51第2項</u>の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）における監事監査に関する基本的事項を定め、本機関において、法令・諸規程等に従い、会計経理の適正を確保すること及び業務の適正かつ効率的、効果的な運営を検証することにより、財産の保全ならびに組織運営の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>（監事の意見書）</p> <p>第14条 監事は、本機関が法<u>第28条の50第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定に基づき経済産業大臣に財務諸表等を提出するときは、その財務諸表等を監査し、監事の意見書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>附則（2023年11月22日） （施行期日） この規程は、2023年11月22日から施行し、2023年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">監事監査規程</p> <p style="text-align: right;">2015年 5月 1日施行 <u>2024年 7月31日変更</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、電気事業法（以下「法」という。）第28条の20第3項及び<u>第28条の53第2項</u>の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）における監事監査に関する基本的事項を定め、本機関において、法令・諸規程等に従い、会計経理の適正を確保すること及び業務の適正かつ効率的、効果的な運営を検証することにより、財産の保全ならびに組織運営の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>（監事の意見書）</p> <p>第14条 監事は、本機関が法<u>第28条の53第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定に基づき経済産業大臣に財務諸表等を提出するときは、その財務諸表等を監査し、監事の意見書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>附則（2023年11月22日） （施行期日） この規程は、2023年11月22日から施行し、2023年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則（2024年7月31日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規程は、2024年7月31日から施行し、2024年4月1日から適用する。</u></p>